

○玖珠町人権保育基本方針(素案)

はじめに

国は、1994(平成6)年、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益や意見表明権の保障等が掲げられた、「児童の権利に関する条約(以下、「子どもの権利条約」という。)」を批准しました。

一方、1965(昭和40)年、国の同和对策審議会の答申が示され、国民的課題である同和問題の解決に向けた取り組みが総合的に推進される中で、その一環として人権尊重の精神に貫かれた人間の育成をめざす保育が行われてきました。1981(昭和56)年には、同和保育の意義や基本方針を明らかにした「同和保育について」が国から通知され、1997(平成9)年には、「人権を大切に育てる心を育てる保育」を推進するための留意点が厚生省通知により示されました。さらに、2000(平成12)年の改定保育所保育指針では、「子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること」等の条項が加えられ、この精神は現在も受け継がれています。

本町では、1996(平成8)年に玖珠町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例を制定し、あらゆる差別の撤廃と人権の擁護に取り組んできました。2005(平成17)年には、玖珠町人権施策基本計画を策定し、「乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、子どもの生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。」と明記されました。

更に2015(平成27)年に、玖珠町子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画を策定し、「子どもの人権を守り、喜び楽しみながら、みんなで育てる童話の里」を基本理念に取り組みを進め、その一環として2017(平成29)年に、玖珠町人権・部落差別解消保育連絡協議会(以下、「町人保協議会」という。)を設立し、人権保育の充実のため、研究・実践を行ってきました。

一方で近年、核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。子育て家庭が地域の中で孤立しがちな傾向にあり、不安感や負担感から、虐待や不適切な養育等子どもの人権が守られない事態が生じる等、大きな社会問題となっています。このような中、2023(令和5)年こども基本法が施行され、子どもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活をおくることのできる社会の実現をめざすことが示されました。

こども園・保育所・幼稚園等全ての就学前教育・保育施設(以下、「こども園等」という。)において、子どもの権利条約やこども基本法の実現と、これまで人権保育・同和保育が大切にしてきた理念や積み上げてきた実践を、より一層の発展と深化を図るため、玖珠町人権保育基本方針を策定し、こども、子育て家庭及び保育に関わる全ての人のウェルビーイングの向上をめざします。

1 基本理念

遊びで育む心の芽 ～互いの違いを認め合い、助け合い、ともに生きていく～

2 基本方針

(1) すべてのこどもが大切にされ、健やかな成長と発達が保障される保育をすすめます

すべてのこどもは「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が保障されています。保育は、安全で健康的な環境で、十分な食事や医療、安心できる生活空間が必要です。

また、こども一人ひとりの個性や年齢、発達段階に応じた支援を行うことが重要です。保育は、未来を担うこどもたちの健やかな育ちを支える基盤となる役割を果たします。

(2) こどもの「最善の利益」が考慮され、どのような差別もされることなく、権利の主体として尊重される保育をめざします

こども一人ひとりの健やかな成長と幸福を最優先に考える原則です。こどもに関わることが決められ、行われるときは、「こどもにもっともよいことは何か」を第一に考えなければなりません。

また、いかなる理由によっても差別されることなく、こどもも社会の一員として一人ひとりの人格や意思が尊重され、こどもの主体的な活動を促すような保育の実現をめざします。

(3) こどもが自分の意見や思いや考えを自由に表すことができ、それらは尊重され、自分らしさが大切にされる保育をすすめます

こどもが安心して自分の気持ちや考えを伝えられる環境があり、それらを認め、大切に受け止めながら、年齢や発達の程度に応じて十分考慮されなければなりません。

また、こども一人ひとりの多様性を受け入れ、その可能性を最大限に引き出しながら、それぞれの「らしさ」が輝くように育む保育をめざします。

(4) 人権保育の創造に向けての「8つの視点」を大切にした保育をすすめます

同和保育の4指標(めざすこども像)、6原則(保育実践の在り方)が設定された経緯や理念を継承しながら、新たな動向や知見を人権保育の実践に反映するもので、以下の8つとします。

① 差別の現実(こどもの姿)から深く学ぶ

こども一人ひとり、それぞれ違った生活背景があります。厳しい状況にあるこどもの生活実態にせまり、寄り添い支えながら、生きる力を育ていかなければなりません。「あなたはこどものしんどさがわかりますか、こどもを通して変わりましたか」が問われています。「こどもの姿」から学ぶことの重要性を改めて認識し、すべての課題を引き寄せ、捉え、こどもとともに考えていくことが大切です。

② 「子どもの権利条約」と「こども基本法」の理念を実践する

乳幼児期こそ、条約や法に掲げられたすべての権利の保有者であり、権利の実現にとってきわめ

て重要な時期でもあります。すべての保育で、こどもたちの思いや願いをどうすれば実現できるのか一緒に考え創りだしていく実践が求められています。

③ 「人権感覚の育成」を保育実践の基盤に据える

何が差別なのか、どんなことが人権侵害にあたるのかが理解できるこどもを育て、差別をなくしていくことのできるこどもの育成をめざしていくことが必要です。そして、こどもたちが、一人ひとりの尊厳と多様性を尊重し、ともに生きる力を育むことをめざします。

④ 「保育の質」の向上をはかる

保育の質への関心が注目されています。同和保育により実践してきた「0歳からの教育としての保育」や「皆保育の原則」等、これまでの取り組みとともに、子どもの権利条約の理念をふまえ、常に保育内容や保育環境をより良いものにしていく必要があります。

⑤ 自律と自尊感情を育てる(こどもがエンパワーする保育)

大人との関わりのなかで、“身近にいる人が自分の気持ちをわかってくれる、自分を大切にしてくれる”という経験を重ね自尊感情は育まれます。こどもたちが本来持っている力を引き出し、主体性を育むことで、こども一人ひとりが自信を持ち、自己肯定感を高め、自ら考え、行動できる力を養うことをめざします。

⑥ 健康でしなやかなからだ心を育てる

健康とは基本的人権の一つで、こどもが肉体的にも精神的にも、社会的にも良好で守られている状態を指しています。こどもたちの生活背景は多様です。一人ひとりの背景に寄り添いながら丁寧に関わり続けることが大切です。

⑦ 遊びと表現を重視する

日々の楽しい遊びの中でこどもたちは、成長し、学び、生きる力を蓄えていきます。こどもの興味・関心を敏感にキャッチして、こどもが自分たちで考えたり、選択したりして、仲間と協力して実現できていくような環境を構成することが人権保育そのものです。

⑧ 保育者と家庭・乳幼児教育と小学校教育の接続、連携を強化する

乳幼児期のこどもたちの育ちや学びが保障され、スムーズに小学校教育へと接続するためにも連携の強化を進めて行かなければなりません。そのためには、まずは保育者と家庭の連携、さらに小学校を中心とする地域との連携・協働も必要となっています。

3 推進のための施策

1) 保育・教育内容・保育実践の充実

めざすこども像の実現に向けて、全ての幼児教育・保育施設で取組を進めます。

<めざすこども像>

○互いの違いを認め合い、助け合い、ともに生きていく

<目標>

- ・身近な人とのふれあいの中で、自分が大切にされていることに気づく
- ・友だちと遊びをとおして、互いのよさや違いを知り、認め合うようになる
- ・生活の中で自然や人と触れ合い、命を大切にしようとする

2) 職員研修の充実

2017(平成29)年に町人保協議会を設立し、計画的に人権に関する研修、交流・連携、情報共有及び実践を行ってきました。これからも町人保協議会を主に、子育てを取り巻く社会の変化・動向をふまえ、すべての保育者が部落差別をはじめとするあらゆる人権課題や差別の現実と人権の大切さを理解し、こどもの豊かな人権感覚を育むため研修内容の充実と資質向上に努めます。

具体的には、町人保協議会による研修会の実施、玖珠町や玖珠町教育委員会が主催する各種研修会・講座等、大分県人権・部落差別解消保育研究集会、全国人権保育研究大会他、各種研修会等へ積極的に参加します。

また子どもの権利条約について学習し、学んだことを保育現場でどのように生かしていくかについて研究・検討・共有を行います。そして、日々の保育の中でともに学びながら、内容の振り返りと改善に取り組みます。

子どもの権利条約やこども基本法を通じて、保育者自身がこどもにどのような権利があるかを考え続けていきます。

3) 子育て支援の充実

こどもの養育は家庭を基本として、保護者が第一義的な責任を負うという認識ではあるが、社会全体でこどもの養育に対する十分な支援を行う必要があります。

保育現場で不適切な保育や虐待が起こらないよう、職員一人ひとりがこどもの人権と人格を尊重する意識を共有することが大切です。

町及びこども園等は、特に家庭での養育が困難なこどもについては、連携・協力により、こどもにとってよりよい養育環境を確保し、こどもが心身ともに健やかに育つよう切れ目のない支援を行わなければなりません。また障がいの有無、国籍、年齢、家庭環境等に関わらず、ともに育つインクルーシブな保育の場をめざし、すべてのこどもが同様に保育を受けられるよう環境を整えます。

町は、こども園等と緊密に連携し、相談・支援の充実や、よりよい保育に向けた助言等を行います。子育て中の人やこれから子育てを始める予定の人が、家庭や子育てに希望を持ち、子育ての喜びを実感できるよう、社会環境の整備と支援の充実を図ります。

4) 保護者・家庭との連携、支援

近年、核家族化や地域社会の変容等を背景として、子育て家庭が地域の中で孤立しがちな傾向にあります。その結果、育児に対する不安や負担感から虐待や不適切な養育が後を絶たず、一人で悩みを抱え、援助を必要とする保護者も増えています。

保育者は、保護者との協力関係のもとで保育を行いながら、こどもの様子や保育内容を共有することで信頼関係を築くことが求められています。

保育者は、保護者の状況や思いを受け止め、寄り添い、各家庭の事情に配慮しながら適切な支援を行う必要があります。その際、保育者には「伝える力・伝わる力」といった発信力が欠かせません。これにより、保護者が子育てで大切にすべき点に気づき、具体的に行動できるよう支援することが重要です。

そのため町及びこども園等は、保護者へ向けた人権学習の機会の場合や保育者と保護者が一緒に学び考える場、保護者同士がつながり合える場等、学び・関りの場の提供を促進します。保護者に対し切れ目なく、様々な人や機会に支えられ、こどもとともに育ち、成長が支援・応援される社会の実現をめざします。

5) 地域・関係機関との連携・ネットワークの構築

地域のつながりの希薄化等社会環境の変化により、地域の子育て機能が低下している現状を踏まえ、多様なニーズに応じた支援や、保護者が地域とつながり子育ての様々な状況を社会と安心して共有することができる体制が求められています。

このような中、こども園等は、地域社会が蓄積してきた子育ての知見や経験を有する関係機関と密接に連携し、子育て家庭を支援する拠点として積極的に役割を果たす必要があります。

町は、こども園等と小学校や関係機関との連携を支援しながら、相談機能を充実し、関係機関からの意見の反映と必要な措置を講ずる必要があります。また人権を基調にした子育てネットワークづくりを積極的に進めていきます。

町人保協議会は、総合的な人権保育の推進を図るため、町担当課、関係課及び教育委員会、その他関係機関との連携とネットワークの構築・充実に努め、保育・子育てをするすべての人がこどもの成長の喜びを実感でき、それを支える地域もこどもの誕生や成長と一緒に喜び合えるような社会をめざします。